

## 第3次瀬戸内市環境基本計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

#### 1) 業務名

第3次瀬戸内市環境基本計画策定業務（以下、「本業務」という。）

#### 2) 業務の目的

瀬戸内市環境基本条例第8条に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、これまで「第2次瀬戸内市環境基本計画（改訂版）」を策定し、計画の推進主体とその役割、市のめざす環境の将来像や主要施策などを定め、取組を進めてきたが、環境に対する国内外の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな「第3次瀬戸内市環境基本計画」を策定する。

本業務の実施にあたっては、「第2次瀬戸内市環境基本計画」を踏まえた新たな「第3次瀬戸内市環境基本計画」を策定する主旨を理解した専門的な知識がある者を、公募型プロポーザル方式により選考し、受託者を選定した上で業務委託を行うものとする。

#### 3) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

#### 4) 業務期間

業務委託契約日から令和9年3月24日まで

### 2. 予算（提案上限額）

5,357,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

### 3. 実施形式

公募型プロポーザル方式により実施する。

### 4. 参加者資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- 1) 令和7年度瀬戸内市入札参加有資格名簿に登録されていること。ただし、令和7年度における入札参加有資格者名簿に登録していない者については、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④ 財務諸表（法人及び個人）
- ⑤ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）  
個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

- 2) 公示日現在から受託候補者特定の日まで瀬戸内市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- 3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- 6) 瀬戸内市暴力団排除条例(平成23年12月22日第32号)第2条に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

## 5. 受注候補者選定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を第3次瀬戸内市環境基本計画策定業務プロポーザル審査委員会(以下「プロポーザル審査委員会」という。)において審査し、受注候補者(以下「候補者」という。)を選定する。審査にあたっては、当該業者から提出された企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング等を実施するものとし、審査基準及び審査方法は下記10のとおりとする。

## 6. 日程

本プロポーザルに関する主な日程の概要は次のとおり。

令和8年5月11日(月)	公告
令和8年5月18日(月)17時	質疑の受付締切
令和8年5月22日(金)	質疑の回答
令和8年5月26日(火)16時	参加申込書の受付締切
令和8年5月29日(金)	プロポーザル参加資格審査結果通知
令和8年6月9日(火)16時	企画提案書等受付締切
令和8年6月16日(火)	書類審査結果通知(提案者多数の場合)
令和8年7月上旬予定	プレゼンテーション及びヒアリング
令和8年7月上旬予定	結果通知の送付
令和8年7月上旬予定	契約締結
業務委託契約の日	業務開始

## 7. 質疑・回答

### 1) 提出方法

質問書・回答書(様式4)により、電子メールにて提出すること。なお電子メールの件名の先頭に「プロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。

また、電子メール提出後、瀬戸内市役所生活環境課(0869-22-1899)まで連絡をすること。

2) 提出期限

令和8年5月18日(月)17時00分まで(必着)

期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問は回答しない。

3) 提出先

瀬戸内市 環境部生活環境課

メールアドレス kankyo@city.setouchi.lg.jp

4) 回答日

令和8年5月22日(金)

5) 回答方法

瀬戸内市ホームページに記載し、回答する。

## 8. 参加申込

1) 申込方法

次に掲げる書類と返信用封筒(110円切手貼付け)を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

① 参加申込書(様式1)

② 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書(様式2)

2) 参加申込書受付締切

令和8年5月26日(火)16時00分まで(必着)

3) 申込先・場所

瀬戸内市環境部生活環境課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

4) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書(様式3)により通知する。

## 9. 企画提案書等の提出

1) 提出書類の名称

第3次瀬戸内市環境基本計画策定業務企画提案書

2) 企画提案書様式・制限枚数

① A4版縦、両面カラー印刷、20ページ以内、下部中央にページ番号を付し、長辺をホチキス2ヶ所で綴じること。(資料の都合上、部分的にA3を使用する必要がある場合は、片袖折にして綴じ込むこととし、A3版は2ページと換算する。)

② 表紙及び目次を付すこと。(表紙及び目次は枚数に換算しない。)

③ 企画提案書の作成は、業務仕様書を基に次の内容を記載すること。

➤ 実施方針

- 実施体制
- 工程計画
- 提案内容(環境の現状と課題等、基本計画の目標と取組施策等、独自提案等)

### 3) 提出部数

- ① 企画提案書提出届(様式5) 原本1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本10部  
(記載の順に綴じること)
  - 会社概要(様式6)
  - 職員の概要(様式7)
  - 同種業務実績調書(様式8)
  - 担当技術者調書(様式9)
  - 管理技術者の経歴及び実績等調書(様式10)
  - 主担当技術者の経歴及び実績等調書(様式11)
  - 照査技術者の経歴及び実績等調書(様式12)
  - 企画提案書(任意様式)
  - 参考見積書(任意様式)

### 4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

### 5) 提出期限

令和8年6月9日(火)16時00分まで(必着)

### 6) 提出先

瀬戸内市 環境部生活環境課  
〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

### 7) その他

企画提案書は1者1提案とし、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

## 10. 審査方法

### 1) 審査の方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書について、下記2)のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査員は、下記3)で示す審査基準を基に、下記4)の候補者の特定手順に基づき最も優れた提案を選定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は、書類審査により、プレゼンテーション及びヒアリングを依頼する業者を選考するものとする。

### 2) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは対面方式により以下のとおり実施する。

#### ① 時間配分

提案者の説明時間を20分以内、質疑応答を10分程度とし、順次個別に行う。なお、提

案者による機材準備は5分以内とし、説明時間には含まれないものとする。

② 説明用機材

説明に際して、プロジェクター及びスクリーン等については瀬戸内市が用意するが、パソコン等の機材については各提案者が用意すること。

③ 参加人数・発言者

会場への入室は3名までとし、発言者は参加者であれば制限しない。なお、管理技術者及び主担当技術者は必ず参加すること。

④ その他

上記9.3)に定められた企画提案書以外の資料は使用できない。

3) 審査項目及び配点

① 業務実績・実施体制	20/100点
② 企画提案の内容	55/100点
③ プレゼンテーション及びヒアリングの内容	15/100点
④ 参考見積価格	10/100点

4) 候補者特定手順

候補者は、審査の評点の合計が60点を超え、かつ最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会において採決して定める。なお提案者が1者の場合は、審査委員会において審査を行い、候補者特定の可否を採決して定める。

5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書(様式13)により通知する。

1 1. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- 1) 企画提案書作成方法及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- 2) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- 3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。ただし、プレゼンテーション等の実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- 4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- 5) 参考見積書の金額が提案上限額を超過したもの。

1 2. 契約

候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、その際には、特定された者は見積書を改めて提出するものとする。

1 3. その他

- 1) 提出書類は返却しない。ただし市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。

- 2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とする。
- 3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- 4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- 5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- 6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。
- 7) 参加者は、候補者特定までの間に、「4 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

#### 1 4. 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

瀬戸内市 環境部生活環境課 担当：吉井

TEL : 0869-22-1899

FAX : 0869-22-3973

メールアドレス kankyo@city.setouchi.lg.jp